

8 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波に関する情報の収集

地震が発生した場合、若しくは津波に関する気象予警報が気象庁等から発表された場合は、迅速で効果的な活動を行うため、地震情報（震度、震源、地震の規模、余震の状況等）、津波情報、被害情報及び防災関係機関が実施する災害応急対策活動に関する情報等の迅速な収集・伝達及び市民に対する正確な情報伝達が必要である。

気象庁等から収集する情報は、津波警報・注意報、津波情報がある。津波警報注意報は、地震発生後、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

なお、地震発生後、津波による災害がおそれがない場合には、津波予報が発表される。

表14 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）が発表される。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さが発表される。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表される。

表15 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

出典) 気象庁ホームページより作成

表16 津波予報

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。

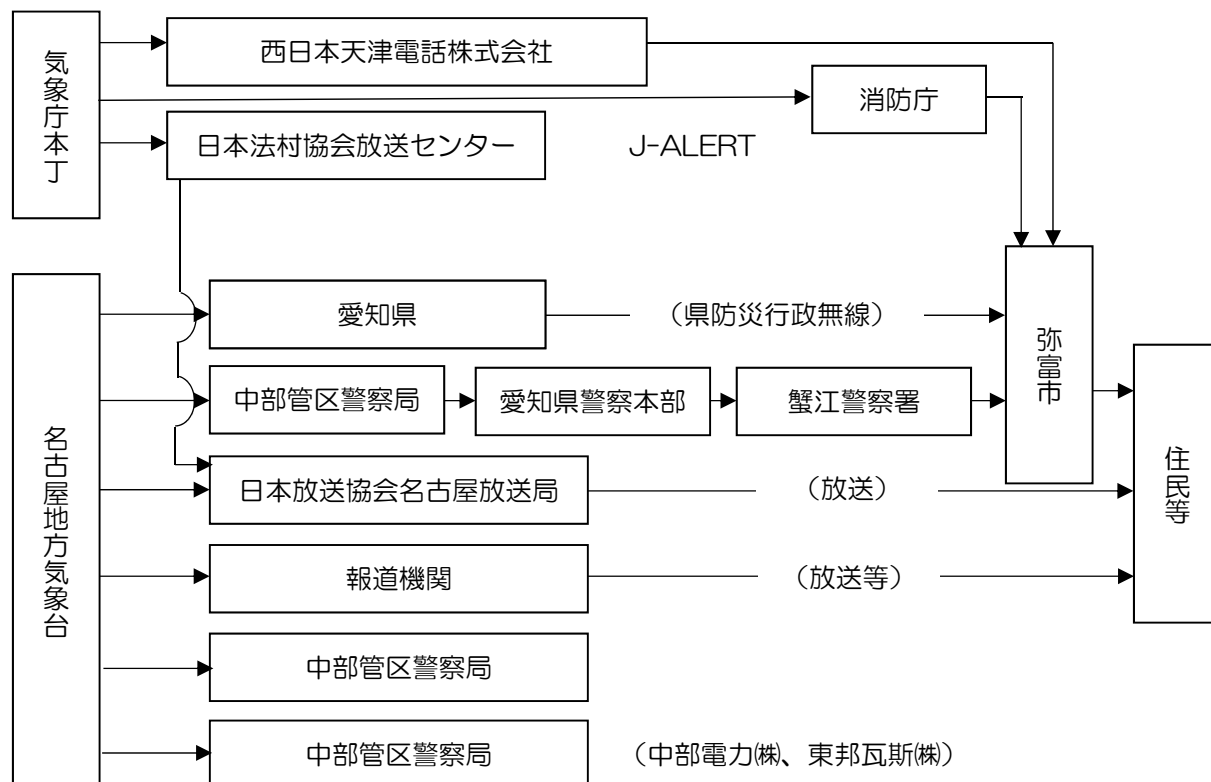
出典) 気象庁ホームページより作成

(2) 津波情報等の伝達

市長は、情報等の受領に当たっては、災害に関する情報の一般的伝達システムにより関係部化及び住民にその他関係ある公私の団体に速やかに周知徹底するものとする。また、市は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。具体的な手段としては、同報無線、サイレン、テレビ、ラジオ、電話、FAX、登録制メール、緊急速報メール、コミュニティFM、アマチュア無線、インターネットなどあらゆる手段を講じて伝達するものとする。

気象庁の津波予報・地震情報及び震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達システムは次のとおりである。

①気象庁、名古屋地方気象台が発表する津波予報、地震に関する情報



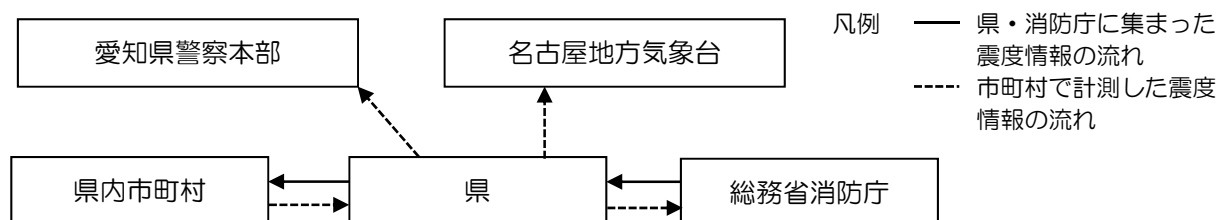
(注) 1 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

- 2 気象庁本庁から西日本電信電話株式会社（NTTマーケティングアクト福岡104センター）には、警報についての未伝達を行う。
- 3 愛知県は、気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信。

出典）「弥富市地域防災計画」（平成28年3月、弥富市防災会議）

②震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報の伝達系統



出典）「弥富市地域防災計画」（平成28年3月、弥富市防災会議）

（３）津波等の実況等の情報収集・伝達

津波等の実況の情報を収集することは、救助・救出活動等の災害応急対策の実施又は退避の判断の基礎となるほか、住民に対する適切な避難誘導に役立つことが期待される。

津波等の実況把握の方法については、気象庁が発表する津波観測情報や沖合津波観測情報等の収集のほか、監視用カメラや津波観測機器等から得られる情報が基本となる。

さらに市は、防災行政無線及び一般電話（ＦＡＸを含む。）、災害時優先電話、携帯電話を利用し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話がふくそうするので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確認する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置個所等に留意する。

また、住民等に対する津波等の実況や被害状況の伝達については、前述の様々な伝達手段を用いて速やかかつ的確に伝わるよう努める。

被害状況については、地域防災計画に示す、災害発生状況（様式第４号）、人的被害（様式第５号）、避難状況・救護所開設状況（様式第６号）、公共施設被害（様式第７号）に示すような項目について収集し、伝達・報告するものとする。

（４）市民による情報収集・伝達手段の充実

地震、これに伴う津波等や液状化による被害が市域の全体で発生することが想定される。特に、河川堤防の決壊は主要河川の沿川で、また液状化は市域全域での発生が想定されており、その被害内容と位置を的確に予測及び把握することは困難である。

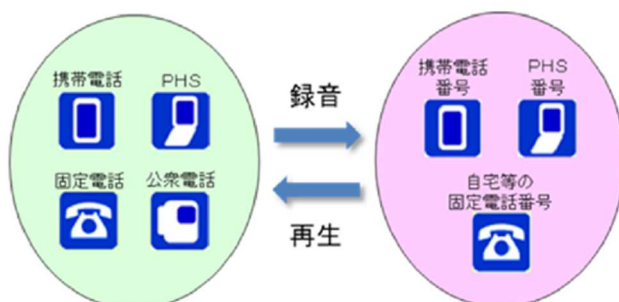
発災に伴う生命の安否、発災の実況、避難・誘導状況等の具体的な情報を入手し、発信ができる者は地域にいる人達である。このため、住民等のワークショップで提案された有効な情報収集・伝達の手段を以下に紹介するとともに、自治会や自主防災会での導入検討や充実を期待する。

■ワークショップで提案された災害に関する身近な情報収集と伝達方法

○災害用伝言板

通信各社では、通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、固定電話・携帯電話・インターネットによって、「災害用伝言サービス」を提供している。

〈利用イメージ〉



出典）総務省ホームページより

○まわりへの声掛け

いざという時には、まわりの助け合いが大変重要である。特に、高齢者や災害時要配慮者の安否確認、救助・救出には周りの声掛けが有効である。そのためには、日頃から隣り近所で声の掛け合いを行い、信頼関係を築いていることが大切である。

○高齢者でもスマートフォンを使えるようにする

身近で、多方面からの災害情報（予警報、実況、安否、避難等）を入手又は発信するためにはスマートフォンは大変有効である。このため、高齢者でもスマートフォンを保有し、いざという時のために使用できるようにしておく。

○地域内や行政との連絡体制の整備

いざという時に救助・救護、避難支援等を行えるのは、身近な自治会や自主防災会などである。迅速かつ確実に行うためには、組織的な活動が重要である。そのためには、地域内で情報の共有と役割分担が必要であり、また連携や専門的、行政的な活動展開するためには、地域と市をはじめとする行政等が連携する必要がある。自主防災会の中には、地域の災害対策本部を組織する動きもあり、これらとの連携は組織活動として有効と考えられる。

○消防団が避難を呼びかけながら避難路の確認と指示

本市の場合は、全市域が液状化を起こす可能性のあるエリアである。また、河川や水路の発達により橋が至るところに架けられている。地震が発生した場合、どの地点が被災し避難困難となるか不明である。そのため、発災時には、まず避難路確保の確認が重要で、その任には的確な対応ができる消防団になってもらい、指示に従うのが効果的と考えられる。

○弥富防災ハムクラブの拡充

地域と行政とが迅速かつ的確な情報交換を行うためには、確実性の高い通信システムの確保が必要である。本市では、アマチュア無線家の方と「弥富防災ハムクラブ」を結成し、きめ細かな災害情報の収集・伝達を図る体制を構築している。全市域を網羅するためにはさらなる体制の拡充が望まれている。

9 避難指示等の発令

津波等が発生し、又は発生するおそれがあり避難が必要と認めるときは、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示を発令する。

また、遠地地震のように津波の到達が遅い場合には、津波警報等が発表される前に避難勧告を発令することがある。

（１）発令基準

避難指示の発令基準は以下のとおりである。

発令基準のうちのいずれか１つ該当する場合に発令する。

表１７ 避難指示の判断基準

判断基準	指示等の対象
大津波警報が発表された場合	避難対象地域
津波警報が発表された場合	避難対象地域
・強い揺れ（震度４程度以上）を感じた場合 ・揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合	避難対象地域
津波注意報が発表された場合	避難対象地域

■避難指示の解除について

○当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除された段階を基本として、解除するものとする。

○浸水被害が発生した場合の解除は、津波警報等がすべて解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

（２）避難指示等の内容及び伝達方法

①避難指示等の内容

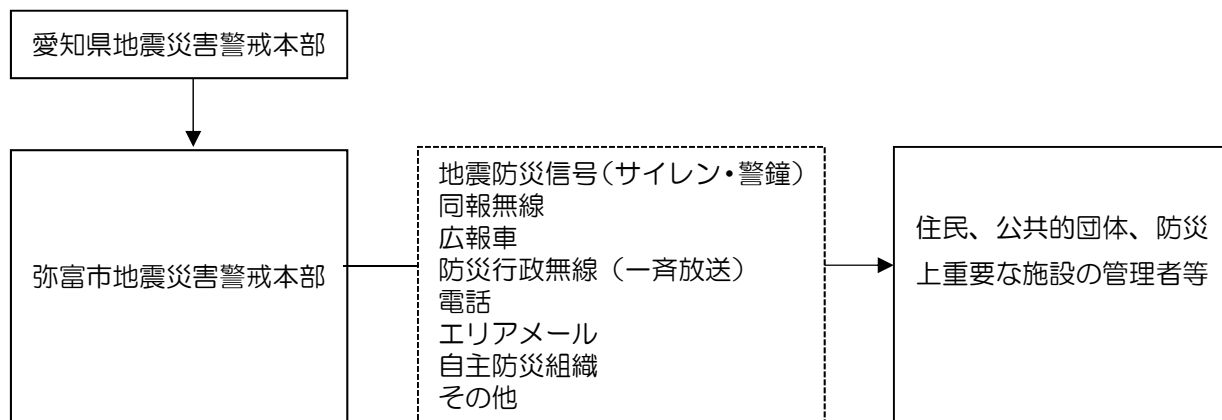
- 避難指示の理由
- 避難対象地域
- 避難先とその場所
- 避難経路（危険な経路がある場など）
- 注意事項
- その他必要な事項（発災の実況と拡大の予想など）

②伝達方法

地震防災信号、同報無線、広報車、防災行政無線、有線電話、エリアメール等により、また自主防災組織等を通じて次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人などの情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、愛知県災害他

言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



出典)「弥富市地域防災計画」(平成28年3月、弥富市防災会議)

③伝達文例

避難指示等の伝達文例を以下に示す。

指示等	伝達文例
避難指示の伝達文例 (大津波警報、津波警報が発表された場合)	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、弥富市です。 ■大津波警報(または、津波警報)が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。 ■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。 ※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。
避難指示の伝達文例 (強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、弥富市です。 ■強い揺れの地震がありました。 ■津波が予想されるため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。 ■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。 ※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。
避難指示の伝達文例 (津波注意報が発表された場合)	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、弥富市です。 ■津波注意報が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。 ■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。 ※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

出典)「避難勧告等の判断・マニュアル作成ガイドライン」(平成26年9月、内閣府)を参考に作成

10 津波防災教育・啓発

津波等発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災関係機関、自主防災組織、学校及び事業所等と協力して、日頃から津波等の危険性や避難行動等の正しい知識等について、教育・啓発する。

(1) 教育・啓発の内容

主な津波等防災に係る教育・啓発の内容は次のとおりである。

区分	内容
過去の災害記録	過去の地震・津波、高潮等による被災状況等
津波等の発生メカニズム	津波・河川氾濫の発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等
津波等浸水想定区域と浸水深	津波・河川氾濫浸水の想定区域、浸水到達時間、想定される浸水深、避難対象区域等
大津波警報・津波警報・津波注意報	津波警報等や津波情報の内容及び取るべき対応と留意事項等
津波避難計画の内容	津波警報等、津波情報の伝達、避難指示・勧告、指定避難場所、避難路等
日頃の備えと心構え	津波に対する心構え、避難場所と避難経路の確認、安否の確認方法、非常持ち出しや備蓄品等

■津波等に対する心得

- 強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜や川辺から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 地震を感じなくても、大津波警報。津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- 津波注意報でも海水浴や釣りは危険なので行わない。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

(2) 教育・啓発の手段、方法

主な津波等防災教育・啓発の手段、方法は次のとおりである。

区分	手段及び内容
インターネット	○市のホームページへの掲載
印刷物・DVD	○津波避難計画の配布 ○ハザードマップの配布
学習・体験	○地域ごとのワークショップの開催 ○小・中学校等の防災学習への講師の派遣 ○津波等防災講演会の開催や講師の派遣 ○津波等被害記録の展示

(3) 教育・啓発の場等

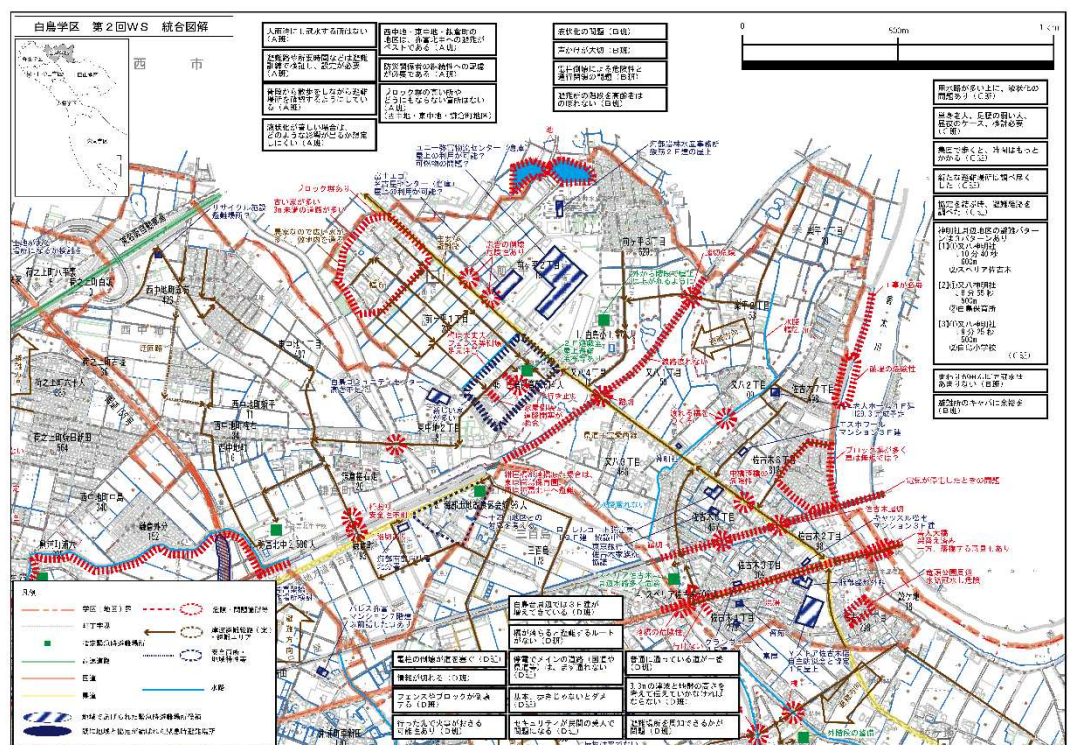
家庭、学校、地域（自治会、自主防災会、各種団体等）、事業所などにおいて実施する。

市は、津波等の知識や経験等を有する専門家及び体験者等の講師を派遣するとともに、津波等防災教育・啓発の核となる人材を育成する。

■地区別緊急時避難マップ



■地区別避難計画策定に向けたワークショップ検討図



1 1 津波避難訓練

津波等が発生した場合にその被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な災害応急対応を実施するため、市総合防災訓練に含めて計画的に実施するとともに、自治会や自主防災会等の地域住民が主体となった訓練を実施する。

(1) 訓練の内容

訓練の内容は、津波等被害が発生する地震を想定し、震源、津波等の高さ、津波等の到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波等の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。その際、最大クラスの津波や河川氾濫浸水の到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練となるよう努める。

また、実施時期についても、昼・夜間、異なる季節等を設定し、状況に応じて円滑な避難が可能となるよう避難体制の体制等の確立に努める。

主な訓練内容は次のとおりである。

項目	訓練の内容
津波警報等、津波情報の収集・伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報機器類操作方法の習熟、防災行政無線（同報系）の可聴範囲の確認、市民等への広報文案の適否等を検証する。
津波等避難訓練	避難計画において設定又は検討した避難路や避難経路等を実際に避難することにより、ルートの確認、避難の際の危険性等（液状化も考慮して）を把握する。自治会や自主防災会など住民等が設定する避難経路については、歩行困難者にとっては最短距離のルートが最短時間のルートとは限らないので、避難支援などについても考慮する必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。
津波等防災施設操作訓練	実際に津波等の災害が起きた場合を想定し、津波等の到達予想時間内で、適切な手順で水門・陸こう等の操作を実施できるか、あるいは通常の操作が不能となった場合の対応をどうするかを検証する。本市の場合、対象施設のほとんどが国や県、土地改良区であることから、独自の訓練成果について把握する。
津波監視訓練	自衛隊航空機や防災ヘリ等の監視飛行などの関係機関独自の訓練との連携、河川の監視用カメラの活用や津波観測機関の観測結果の把握・理解を通じて、応急対策の活用等について訓練を実施する。

■津波等避難訓練における避難誘導方法について

高齢者、障害者、外国人等の災害時要配慮者は、行動の障害やコミュニケーションの障害等によって避難行動が困難となるため、自治会や自主防災会等と連携して避難誘導訓練の実施に努める。また、災害の発生により交通機関の停止や道路の通行不能等が発生した場合、滞留旅客が相当数生じることが考えられ、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受け入れが必要になった人への避難誘導訓練の実施に努める。

（２）訓練の実施体制と参加者

①実施体制

自治会や自主防災会等の住民組織、教育機関、社会福祉施設、医療施設、消防本部、消防団等のほか、港湾関係者、河川管理者、道路及び鉄道管理者、観光・宿泊関係者、ボランティア組織等の参加を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

②参加者

市民のみならず、港湾・漁業関係者、観光及び釣り客等の外来者、海岸及び河川等の工事関係者など幅広い参加を促すとともに、災害時要配慮者や外来者等の避難誘導等の訓練が可能となるよう努める。

（３）訓練の検証

市、自治会及び自主防災会等の訓練主体者は、訓練実施後、訓練の結果を検証し、必要に応じて改善の措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させる。

12 その他の留意事項

(1) 災害時要配慮者の避難対策

①災害時要配慮者となる対象者

津波等の災害時に対象となる災害時要配慮者は次のとおりとする。

対象者	備考
乳幼児、妊婦で、日常的に援護が必要な方	○乳幼児（就学前） ○母子手帳の交付を受けている妊婦の方
高齢者等で日常的に援護が必要な方	○満65歳以上の高齢者で一人住まいの方 ○満65歳以上の高齢者だけでお住まいの方 ○介護保険における、要介護者1以上の認定者で、在宅で生活されている方
身体障害者（視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部障害等）で、日常的に援護が必要な方	○身体障害者手帳の1～2級を持ち、在宅で生活されている方
知的障害者（児）で、日常的に援護が必要な方	○療育手帳のA、A1、A2を持ち、在宅で生活されている方
在宅の精神障害者	○精神保健福祉手帳の1～2級を持ち、在宅で生活されている方
難病・疾病や傷病等による自宅療養者で、自力避難が困難な方	○自力歩行が困難な方
日本語に不慣れな外国人	○日本語を理解又は話すことのできない方
その他、援護が必要と認められた方	○地理に不案内の方等

②身体的な障害を持つ災害時要配慮者への取り組み

身体的な障害を持つ災害時要配慮者は、迅速な避難行動が難しいため、次のような支援対策を講じる。

○避難施設の確保

避難場所や避難路等の整備に際し、手すりやスロープなどを設置するなどバリアフリー化を推進するなどして、身体的な理由によって非難が困難となる要因をできる限り排除するよう努める。

○避難を支援する避難支援者の確保

自治会や自主防災会、民生委員、消防団、隣り近所等を含む地域のコミュニティで、災害時要配慮者に対する支援者や支援内容等を検討し、いざという時の行動を定めておく。

○避難行動要支援者名簿の作成と共有

市は、災害時要配慮者のうち身体的な障害を持つ避難行動要支援者について「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会、自主防災会、消防団、民生委員等の支援者と情報を共有し、いざという時に円滑に避難支援や安否確認ができるよう活用する。

③外国人等に対する取り組み

言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人や旅行者等が津波等災害発生時に迅速かつ的確な避難行動がとれるよう、防災環境の整備に努める。

防災行政無線（同報系）や広報車による伝達においては、平易な言葉でわかりやすく伝えるようにする。

聴覚障害者や外国人等に対しては、行政からの音声情報による避難の呼びかけ等が正確に伝わらない場合があることから、近隣者の支援が必要となるため、自治会や自主防災会等を通じて、住民、ボランティア団体、福祉関連団体等の情報伝達手段の確保を図るとともに、インターネット等を用いて視覚障害や多言語での情報伝達を図る。

④災害時要配慮者の個別対応とそれぞれの立場での取り組み

災害時に支援を必要とする方の個別対応を以下に示す。

また、家庭や地域、行政等のそれぞれの立場での取り組む内容について、ワークショップで提案された事項を示し、自助、共助、公助によるきめ細かな支援ができるように努め、迅速かつ安全な避難を目指す。

■災害時要配慮者別の配慮事項

対象者区分	配慮事項
虚弱な高齢者	・毛布でくるんだり、頭を覆う等の安全を確保。 ・おんぶひもでおぶったり、複数の人で抱えたり、車いす・担架・リヤカー等個人の状態に応じて支援。 ・日頃から服用の薬の携帯。
高齢者や認知症の方	・頭を覆い安全を確保し、家の安全な場所に移動する。 ・冷静な態度で状況説明し、本人を安心・落ち着かせる。 ・一人にせず、必ず家族や支援者が付き添って移動する。
視覚障害者	・頭を覆い安全を確保し、家の安全な場所に移動する。 ・支援者の肘の上を障害者につかんでもらい、歩行速度に気を付けて移動する。 ・支援者は、自分は誰なのか、何のために、どこへ行くかを音声で伝える。
聴覚障害者	・手話やメモ、身振り等で状況を伝え誘導する。
肢体不自由者	・頭を覆い安全を確保し、家の安全な場所に移動する。 ・自力歩行が困難な人には、車いす・担架・リヤカー・ストレッチャー等の移動具を使い個人の状態に応じて支援。
内部障害者	・常時使用する医療機器を確保し、必要に応じて医療機関へ搬送する。
知的障害者	・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかける。 ・緊急連絡カード、療育手帳、日頃服用している薬等を携帯するよう指示する。 ・一人にせず、必ず家族や支援者が付き添って移動する。 ・発作がある場合は、かかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受ける連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関に相談する。
精神障害者	・努めて冷静な態度で接し、状況を説明して本人を安心させ、冷静さを保つように声かけする。 ・緊急連絡カード、障害者手帳、日頃服用している薬等を携帯するよう指示する。 ・一人にせず、必ず家族や支援者が付き添って移動する。 ・強い不安や症状が悪化がみられる場合は、かかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関に相談する。
自閉症者	・緊急連絡カード、障害者手帳、日頃服用している薬等を携帯するよう指示する。 ・普段と違うことや先の見えないことにストレスを感じるので、何をするのかを本人に理解させ、パニックにならないようにしてから誘導する。
乳幼児	・保護者とともに避難する。保護者がいない場合は近隣住民等の協力を求める。
妊産婦	・転倒による流早産のおそれがある場合は、家族等の付き添いが必要。 ・出産が予定日が近い場合は、産婦人科への連絡を行い出産時の協力を求める。
外国人	・日本語が理解できない外国人には、身振り手振りを含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要なことを理解してもらう。 ・外国語等ができる近隣の住民等の協力を求める。

■ワークショップでの提案事項

取組主体	提案内容
個人や家庭等の取り組み（自助）	・住まいのバリアフリー化 ・身体を倒壊物から守るシェルターの部屋への設置 ・家具等を固定し、転倒防止対策を講じる ・普段から福祉に関する勉強をし、知識を備えておく ・要配慮者在居の表示のサイン掲示 ・避難場所や避難方法をあらかじめ話し合っておく ・障害内容に応じて必要なサポート事項を決めておく ・日頃から隣り近所等との交流（コミュニケーション）を図り、支援協力をお願いしておく ・車で避難する ・いざという時に備えてライフジャケットを用意しておく ・安否確認の表示（サイン：旗やタオル、大丈夫カード等で）を掲げる 【課題】 ・車移動の場合の液状化 ・災害に対する誤りない知識の習得 ・昼夜に対応した対策が必要
自治会や自主防災会等の地域の取り組み（共助）	・要配慮者の所在を把握している、また高齢者や一時的な疾病者も含めて把握しておく必要がある ・民生委員や市等が要配慮者名簿を作成し、提供・共有し協働する ・要配慮者名簿の作成は難しくても、周囲で独自に活動することは可能 ・高齢者や要配慮者の家を地図上にプロットしておく ・家庭ごとに必要な支援等のカルテづくり ・目印、大丈夫、助けて等のルールを地域で決めておく ・隣組での支援体制が重要 ・避難支援協力者のリスト化 ・移動器具として、車イス、リヤカー、タンカ、ボート等を備えておく ・農家の人がトラックを利用して搬送 ・液状化、浸水等のどのような状況でも避難場所に行ける体制づくり ・訓練して避難場所や避難路を確認、避難支援方法等を検証する。やった事のないことは実際の現場ではできことを知り訓練をする大切さ 【課題】 ・要配慮者名簿作成に際しての個人情報等の問題あり ・役員や担当者後退による情報の引継ぎなされない ・アパート等是一个の組だが、つながりは薄い ・隣り近所の高齢化、昼間は支援者がいない ・液状化の可能性と影響についての検討
行政が取り組み（公助）	・市が要支援者名簿を作成し、提供してほしい（今年度から実施予定） ・行政が実施している活動の情報発信 ・「助けてほしい」登録制度の導入 ・一人住まいの方に対する連絡システムの構築 ・要配慮者に関する専門の勉強会を開催する ・バリアフリー化の推進 ・減災対策の広報

（２）社会福祉施設、学校等への情報伝達

地震発生後、大津波警報又は津波警報が発表された場合における避難指示の発令に当たっては、防災行政無線（同報系）等にて、市内全域に伝達を行うとともに、社会福祉施設及び学校等に対しては、市の担当部署より個別に避難広報を実施する。

（３）観光客等来訪者の避難対策

観光客を含めた一時的な来訪者に対しては、指定緊急避難場所の確保、避難路の整備等の津波等避難に係る安全性の向上・確保を図る必要がある。

また、観光協会や観光事業者等と連携による避難環境の整備や避難訓練等を通じて、避難誘導体制の強化図り、観光客等が安心して本市を訪れられるよう、防災環境の充実に努める。

観光客等への避難対策として次のことを実施する。

①情報伝達

避難指示等の情報は、防災行政無線（同報系）や広報車、エリアメール等により伝達するほか、施設管理者に対して様々な情報媒体による手段の整備を促す。

②津波等注意看板・避難誘導標識等の設置

避難者の迅速かつ確実な避難を実現するためには、日頃からの津波等の危険性や避難路や避難場所等に関する情報をわかりやすく示すことが重要である。

観光客等、地理に不案内な来訪者に対し、津波等注意看板のほか、標高表示、避難路、避難場所等を示した案内図や誘導サインの設置を進める。

③施設管理者等への避難対策

津波等避難対象区域にある観光施設や宿泊施設の管理者に対し、伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努める。

④自らの命を守るための準備・啓発

釣りや親水等で海や川などいる観光客等は、津波等が発生した場合、最も早く被害を受けやすいことから、自らの命を守る準備が必要である。

このため、いち早く津波警報等や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯に努めるよう働きかける。

1 3 名古屋港臨港地区の避難対策

(1) 弥富市市域の臨港地区の概況

本市南部の埋立地は、名古屋港の臨港地区となっており、大きくは弥富ふ頭地区と鍋田ふ頭地区とに大別される。

弥富ふ頭地区は、木材集積地として整備され、木材加工業をはじめ、鋼材メーカーなどが立地する西部臨海工業地帯として発展してきた。近年では、倉庫や物流センター、航空宇宙関連企業、リサイクル関連企業、自動車の輸出拠点、多目的国際ターミナルとしての立地が進み、多くの従業員やトレーラー等の運行による来訪者も多い地域である。

鍋田ふ頭地区は、コンテナ物流拠点で、主に中国・韓国航路の船が寄港し、衣服・身の回り品・はきものなどの日用品の輸入が多く取り扱われている。第2・第3バースは、耐震強化岸壁として整備され、ガントリークレーンの電動化などが進められ、災害時や環境に配慮したターミナルとなっている。また、南海トラフの巨大地震による地震被害や津波の浸水被害等が懸念される中であって、大規模災害時等における名古屋港の貨物郵送拠点としての役割が期待されているターミナルでもある。本地域も多くの従業員やトレーラー等の運行による来訪者も多い地区となっている。

愛知県のシミュレーション結果によると、弥富ふ頭地区の一部やアクセス道路の一部、鍋田ふ頭地区の一部で津波等による浸水が予想されている。また、堤内地域においてはほとんどの地域が浸水区域となっており、これらの地域を経由してふ頭地区に向かうトレーラー等の被災が考えられること津波等避難対策を講じることとする。



出典)「名古屋港港湾計画図」(国土交通初)より引用

図26 臨港地区位置図

（２）避難の方針

○津波による被害が及ばない津波等浸水区域外へ避難することが安全である。本市の場合、堤内地は、河川氾濫と津波により堤外地に隣接する地域を除きほぼ全域が浸水すると想定される。半面、堤外地とこれに隣接するは標高が高くほとんどの地域が浸水しないと予想されている。このため、堤内地全域浸水する可能性が高いことから、堤内地より標高が高い堤外地の安全な場所に避難することが望ましい。

○浸水区域や浸水区域外で津波が発生した場合において、施設の緊急停止措置等で浸水区域外へ避難が困難な判断される場合もある。このため、堤外地の各事業所は、自社内での一時避難場所の確保に努める。自社内で一時避難場所を確保できない場合には、近隣事業所間で協力すること等により、避難場所を確保する。

○危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害を防止するための保安要員が施設の緊急停止措置等を行った後に避難する。なお、保安要員がスムーズな避難ができるよう、バルブ等の自動閉止装置の設置、緊急停止システムの強化、工程の見直し、保安電力の確保、平素の防災訓練の実施と強化などの対策を講じておく。

○従業員等の堤内地への避難や、一般市民等の堤外地への避難も想定されることから、市や地域住民との協働・連携が必要となる。そのため、市や地域又は堤内事業所等が行う防災訓練等に双方が積極的に参加するなどして、協力関係の強化を図っておく。

（３）避難に際しての留意事項等

○地震により建物内の什器類及び機械類の転倒等により、建物内が大変歩きにくくなる場合がある。場合によっては負傷することもある。

○地震により建物や構造物の倒壊、地盤の液状化等により道路機能が損なわれる場合がある。また、危険物タンク等からの火災・ガス爆発及び毒性拡散等により、避難経路が寸断される可能性がある。

○地震後に押し寄せる津波により、火災被害の拡大や漂流物等による予期せぬ新たな被害が発生する場合がある。

○避難者の集中による交通混雑・渋滞・事故等により、移動の危険性が高まると考えられる。原則として車による避難はやめ、徒歩や自転車により避難する。

○外来者など従業員以外の人員を多く抱える事業所においては、これらの人員が確実に避難できる体制を確立する。

○堤内地においては、一般の住民と混在した状態での避難が想定されるため、混乱を招かぬよう誘導等に十分留意する。

○自動販売機の設置については、地面としっかり固定されていない場合は、地震時に倒壊して避難路をふさぐ可能性がある。固定が不十分なものは、しっかりと固定する必要がある。

1 4 地区別津波避難計画の策定に向けて

津波等避難のあり方は、地域の状況によって異なる。地域における津波避難計画の策定に当たっては、その地域の状況をもっとも熟知している住民の意見を取り入れ、地域の実情に合わせた計画を作り上げていく必要がある。

このため、本市では住民自らの地区別津波避難計画を策定するために、地域ごと（学区ごと、状況に応じ市全体で）を中心としたワークショップを開催し、計画策定に必要な検討を進めているところである。この結果を踏まえ、学区ごとの津波避難計画を随時策定することとする。